最終更新日:2016年7月5日
和弘食品株式会社
代表取締役社長 和山 明弘
問合せ先:常務取締役管理本部長 市川　敏裕 電話番号0134-62-0505
証券コード:2813
http://www.wakoushokuhin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業の最重要課題と認識し、経営の意思決定に関する透明性・公平性を確保し、責任体制を明確化することと捉えております。
また、お客様や株主様等のステークホルダーに対しては、企業としての社会的責任を果たし、安心と信頼をいただけることが重要であると考えております。

1. 会社の機関の内容
取締役会は、平成28年6月末日現在取締役5名及び社外取締役1名で構成しており、意思決定と実行の機動性を重視し、必要に応じ取締役会を開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、代表取締役の職務の執行を監督しております。
当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と社外監査役2名により構成され、取締役会その他重要な会議に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査計画に従い、取締役の業務執行に対しての適法性を監査しております。
さらに、業務管理面におきましては、業務の進捗管理を目的として、取締役と各本部長が出席し、毎月定期に経営会議を実施しております。

2. 監査役監査の状況
監査役監査は、3名で行っており、期初に策定した監査計画に基づき、財務状況及び取締役の業務執行状況等の監査を行っております。会計処理の適正性及びコンプライアンスの観点から、監査役会において検討した結果を取締役会へ報告しております。監査役は、取締役会の他重要な会議に出席するのみならず、弁護士、会計監査人に適宜助言及び指導を受けるなど、相互連携して監査業務にあたっております。

3. リスク管理体制の整備の状況
リスク管理については、企業行動規範を制定するとともにコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスの監視、リスク・チェックの強化に取組んでおります。

4. 役員報酬の内容
当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。
取締役に支払った報酬　58百万円(平成28年3月期実績)
監査役に支払った報酬　 7百万円(平成28年3月期実績)
※　上記報酬額には、平成28年3月期に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

5. 会計監査人に対する報酬等の額は次のとおりであります。
会計監査人に支払った報酬　15百万円

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社和山商店	2,074,400	21.85
日清オイリオグループ株式会社	1,600,000	16.85
水元公仁	230,000	2.42
和山明弘	208,000	2.19
株式会社北陸銀行	190,000	2.00
株式会社北海道銀行	142,000	1.49
中川なを子	80,700	0.85
日本生命保険相互会社	80,000	0.84
アサップネットワーク株式会社	65,000	0.68
斎藤大洲	62,000	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久松幸雄	他の会社の出身者											△

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久松幸雄	○	久松氏は、前々期まで弊社の社外監査役に就任しておりました。	当社では、人格・見識に優れるとともに、豊富な経験・実績を有し、当社経営に対して独立した立場から適確に助言と監督をなし得る人物を社外取締役の候補者としております。 久松氏は、人格・見識に優れていることはもとより、金融機関管理職経験者として培われた企業経営に関する豊富な知識と当社監査役としての監査業務を通して得られた経験から、経営に対して独立した立場から適確に助言と監督をなし得る人物として社外取締役に選任されました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、実施状況の報告を受けるとともに、監査に立合うなど情報交換の機会を設け、監査上の留意事項についての意見交換を行っております。
なお、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。

当社の内部監査は、内部監査室に1名を配し、法令・規程への準拠性やコンプライアンスの観点から、業務の適法な遂行状況、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を毎期計画的に実施しております。
監査役は、内部監査人から内部統制及びコンプライアンスの観点で、組織の内部管理体制を総合的、客観的に評価した内容と業務改善について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森本清	他の会社の出身者													
森川潤一	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本清	○	―――	森本氏は、社会常識とこれまでの経験・見識に基づいた客観的・専門的知見を有していることから、当社の経営全般の健全性及び透明性を確保するに当たり当社の社外監査役として適任であると判断され、選任されました。
森川潤一	○	森川氏は、平成22年まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍しておりました。	森川氏は、社会常識とこれまでの経験・見識に基づいた客観的・専門的知見を有していることから、当社の経営全般の健全性及び透明性を確保するに当たり当社の社外監査役として適任であると判断され、選任されました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型役員報酬制度
平成17年1月31日制定し、同年4月1日施行
コーポレートガバナンスの観点から、役員報酬は「担った責任の重さ」に対して「どの程度責任が果たせたか」で支払われるべきと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容
当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりです。
取締役に支払った報酬　　58百万円（平成28年3月期実績）
監査役に支払った報酬　　7百万円（平成28年3月期実績）
※　上記報酬額には、平成28年3月期に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席するに際して、事前に審議事項に関する資料を配付するとともに詳細な説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行の概要
取締役会は意思決定と実行の機動性を重視し、定時はもとより、必要に応じて取締役会を開催し、重要な業務執行の決定を行っております。また、毎月定期に業務の進捗管理を目的として、取締役と各本部長が出席し、経営会議を実施しております。

2. 取締役任期の短縮
第40期（平成15年12月期）定時株主総会において、「経営環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役の責任と自覚をより一層明確化することを目的として、取締役の任期を2年内から1年内」に短縮しております。

3. 諮問委員会の設置
コンプライアンス推進委員会の内部組織として諮問委員会を設置しております。
諮問委員会は、行動規範遵守に関する全社的方針の策定・見直し、違反事例発生時の原因究明、責任の所在、再発防止策等に関する意見具申をコンプライアンス推進委員会に対して行います。

4. 会計監査の状況
会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。また、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、監査役3名の内2名が社外監査役で構成しております。独立性を保持し、企業税務、財務に精通した社外監査役が取締役の職務執行を監査しており、経営に対する監視、監督機能は、十分に発揮できる体制にあると考えております。加えて、社外取締役を1名選任し、社外役員による監督機能の強化を図っており、現状の体制で経営に対する監視監督機能は十分に発揮していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに発送日7日前に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	開示資料を全て掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部及び経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	年2回、報告書を株主様宛に送付しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)企業行動規範、役員・社員行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
(2)代表取締役社長は、コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
(3)コンプライアンスオフィサー及び取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコンプライアンス推進委員会に報告する体制を構築する。社員が直接報告することを可能とする報告相談窓口、内部告発窓口（ワコウホットライン）を設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス推進委員会は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会、監査役会に報告する。
なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
(4)コンプライアンス推進委員会及び監査役は、日頃から連携の上、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に務める。
(5)コンプライアンス担当取締役、監査役会、監査法人は、定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、定期的にコンプライアンス推進委員会にその結果を報告する。
(6)社員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス推進委員会から総務部に報告され賞罰委員会に処分の審議を求め、役員の法令・定款違反については、コンプライアンス担当役員が取締役会に具体的な処分を答申する。
(7)反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
なお、全社リスクの管理に関しては、リスク管理担当取締役を任命し、リスク管理規程の定めるところにより、リスク管理の実施にあたる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果をレビューし、改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社が定める子会社管理規程に基づく子会社運営において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料の提出を求める。
(2)当社は子会社に、当社が開催する取締役会または経営会議において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告することを求める。
(3)当社は、子会社のリスク管理についてリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、子会社リスクを網羅的に管理する。
(4)当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運営方針を策定する。
(5)当社は、子会社に対して内部監査を実施し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当制を確保する。
(6)当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な連携を取り、子会社の監視・監査を実効的かつ適正に行う。
(7)海外子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

6 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

8 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
(1)当該社員の人事に関しては、予め常勤監査役の同意を得るものとする。
(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して優先して従事するものとする。

9 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制
(1)当社及び子会社の取締役及び社員は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告する。
(2)当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(3)監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び社員に周知徹底する。

10 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長、専務取締役との間の定期的な会合を通じて、監査上の重要事実等について意見交換を行う。
(2)監査役は、会計監査人、内部監査室と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
(3)監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または監査法人等の外部専門家との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社「企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいわゆる反社会的勢力及び団体の要求には応ぜず、断固として絶縁するということにしています。
また、社員はいわゆる反社会的勢力及び団体と、絶縁以外の目的で接触する事は禁止されています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 適時開示に係る基本姿勢
当社は、株主・投資家の皆様に対し当社に関する重要な情報を公正かつ適時・適切に開示することにより、正しい理解・評価と信頼を頂けるように努めることを基本姿勢としております。

2. 適時開示に係る社内体制
情報開示の体制については、情報管理責任者のもと情報管理担当部門である総務部・経理部が取締役会及び経営会議に出席し、当社の決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報を適時・適切に把握出来る体制を整えております。
また、情報開示は株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行い、同時に当社ホームページへも掲載することとしております。

